

「室蘭市子ども・子育て支援事業計画（素案）」への意見募集について ～ パブリックコメントの実施について ～

1. 実施目的

市の基本的な施策に関する計画となる本計画の策定を行うに当たり、計画内容をより良いものとするために市民等から意見を募集し、もって市政の公正の確保、透明性の向上を図るとともに、市政への市民等の参画を進め、開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的として実施します。

2. 募集期間

平成27年1月6日（火）～ 平成27年2月5日（木）

3. 意見提出対象者

室蘭市民に限らず、外国人を含むすべての方が対象となります。また、法人のほか、町内会や商店会などの法人格がなくても、団体の規約及び代表者が定められているものも対象となります。

4. 提出方法

別紙「意見記入用紙」に記入し、以下の方法で提出

(1) 持参の場合

室蘭市保健福祉部 子ども・子育て新制度準備室（本庁舎1階）
受付時間 … 平日の8時45分～17時15分

(2) 郵送の場合

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
室蘭市保健福祉部 子ども・子育て新制度準備室 あて

(3) 意見箱へ投函の場合

意見箱設置場所：市内11か所
証明交付コーナー（室蘭市役所本庁舎1階）
戸籍住民課（広域センタービル）
蘭東支所（「えきがるセンター」東室蘭駅自由通路東口）
保健センター（健康推進課）
子ども発達支援センター（あいくる）
女性センター、 青少年研修センター、
障害者福祉総合センター（ぴあ216）
総合福祉センター、 中島会館、 白鳥台会館
受付時間 … 平日の8時45分～17時15分

(4) ファクスの場合

FAX (0143) 25-2401
室蘭市保健福祉部 子ども・子育て新制度準備室 あて

(5) 電子メールの場合

メールアドレス：kodomocity@muroran.lg.jp

(6) 電子申請システムの場合

市ホームページの電子申請システムに入力

5. 周知方法

広報「むろらん」1月号、市ホームページ、報道機関を通じて周知

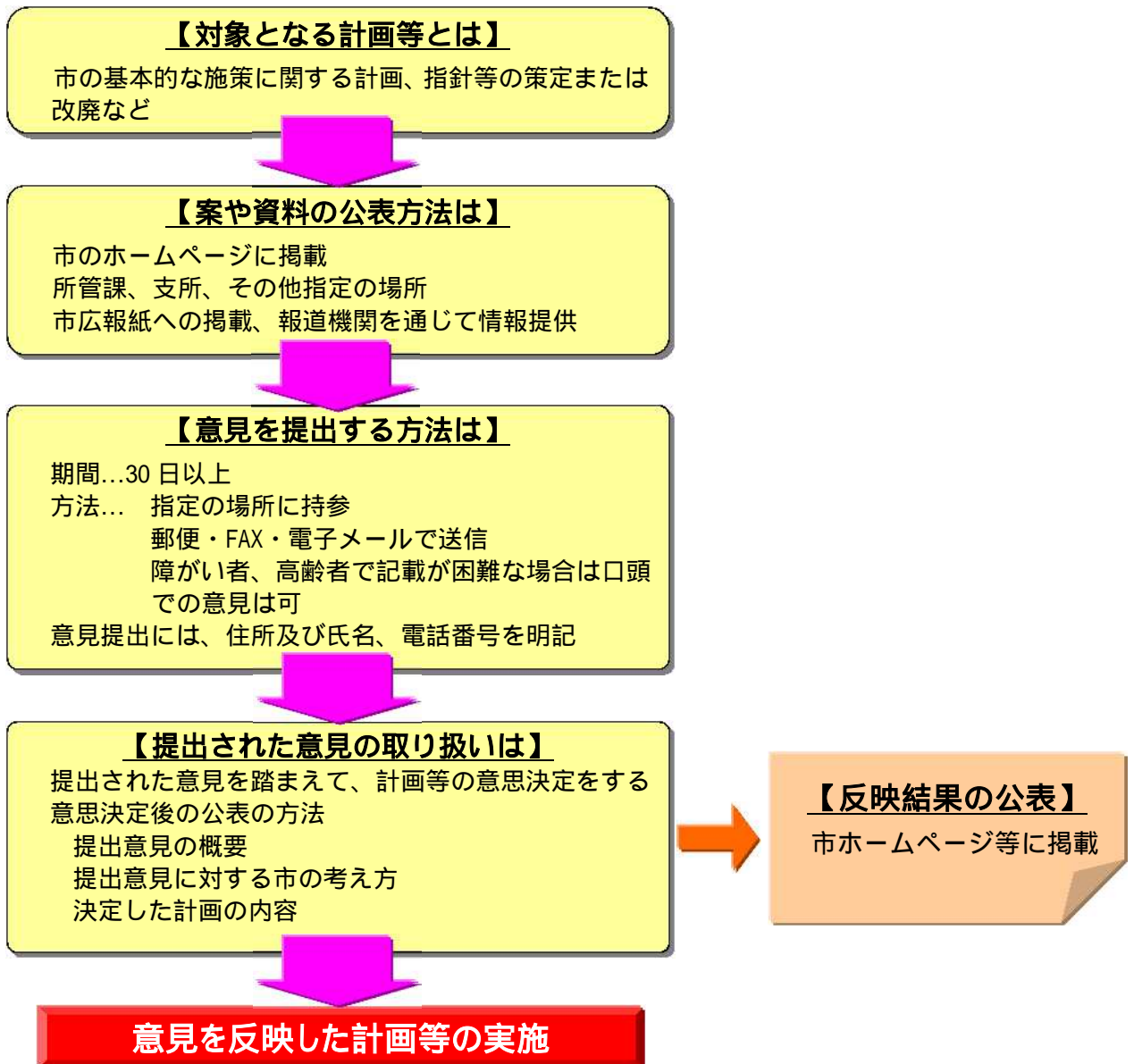
6. その他

電話等による口頭での意見は受け付けない。

提出してもらった意見に対する個別の回答は行わないが、市の考え方については、意見募集期間終了後、市のホームページ等で公表

ここで取得した個人情報（住所・氏名・連絡先など）は、本計画策定業務以外への使用や公表はしない。

パブリックコメント手続きの流れ（イメージ）



ご意見等